

松高第 1458 号  
令和 2 年 1 月 10 日

居宅介護支援事業所 各位

松原市健康部高齢介護課長

### 宿泊サービス（お泊りデイ）の提供について

平素は、介護保険行政にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

標記の件につきまして、「指定通所介護事業所等の設備を利用した夜間および深夜に指定通所介護等以外のサービスを提供する場合の人員、設備及び運営に関する指針について」で示されているように、『宿泊サービス』の提供は、緊急時または短期的な利用に限って宿泊サービスを提供する。利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情により連続した利用が予測される場合は、指定居宅介護支援事業所等と密接に連携を図った上で、ほかのサービス等への変更も含め、利用者の心身の状況や利用者の家族の事情等に応じたサービス提供を検討すること、となっています。

適切な提供をしていただきますようご周知お願い致します。

#### 【参考資料】

介護保険最新情報 Vol.470 平成 27 年 4 月 30 日

『指定通所介護事業所等の設備を利用した夜間および深夜に指定通所介護等以外のサービスを提供する場合の人員、設備及び運営に関する指針について』

松原市健康部高齢介護課 認定係  
電話：072-334-1550  
Fax：072-337-3052  
E-mail:kaigo@city.matsubara.osaka.jp